

「オンライン契約WEBにより申し込まれるローンの規定等に関する電子交付サービス規定」

お客さまは、以下の各条項のとおり、オンライン契約WEBにより申し込まれるローンに関する規定等について、書面による交付に代わり、電子交付の方法により交付されることに同意するものとします。

第1条(定義)

本規定における電子交付とは、お客さまが、東京スター銀行(以下「銀行」といいます。)の当座貸越取引である「スターカードローン(カードローンタイプ)」または「バンクベストローン(ネットローンタイプ)」の利用を、オンライン契約WEBにより申し込む場合に、東京スター銀行(本規定において「銀行」といいます。)および新生フィナンシャル株式会社(本規定において「保証会社」といいます。)が、当該お客さまに対し、以下の規定、約款等(本規定において「規定等」といいます。)の内容を、書面での交付に代えて、電磁的方法により交付することをいいます。

(電子交付の対象となるもの)

スターカードローン(カードローンタイプ)の場合

- ・スターカードローン規定(新生フィナンシャル保証)
- ・カードローンカード取引規定
- ・オンライン契約WEB 利用に関する特約事項(スターカードローン(カードローンタイプ))

バンクベスト(ネットローンタイプ)の場合

- ・バンクベストローン規定(新生フィナンシャル保証)
- ・オンライン契約WEB 利用に関する特約事項(バンクベスト(ネットローンタイプ))

上記各ローンに共通して交付するもの

- ・保証委託契約約款
- ・個人情報の取り扱いについて(株式会社東京スター銀行)
- ・新生フィナンシャル株式会社に対する個人情報の取扱に関する同意条項
- ・オンライン契約WEBにより申し込まれるローンの規定等に関する電子交付サービス規定

第2条(電子交付の方法)

1 本規定における電子交付は、銀行のWEBサイトに、交付すべき規定等をPDF形式のファイルで添付して、お客さまの閲覧に供し、お客さまがそれを自ら使用するパソコン等の端末にダウンロードする方法によるものとします。なお、お客さまは、電子交付された規定等につき、ファイルをダウンロードのうえ、端末に保存する方法や書面に印刷する方法により保存するものとします。

2 電子交付された規定等のダウンロードに必要な、PDF形式のファイルの閲覧用ソフトウェア(Acrobat Reader等)は、お客さまが用意するものとします。

第3条(電子交付がなされた場合)

1 銀行は、電子交付につきご同意いただいたお客さまに対しては、電子交付の対象となる規定等につき、書面による交付を行なわないものとします。ただし、お客さまから、特に、規定等を書面により交付することを希望する申し出があった場合には、銀行所定の手続・方法により、書面による交付を行なうものとします。

2 前項のほか、銀行が必要と判断した場合（関係法令が変更された場合も含むものとします。）には、銀行は、電子交付を中止して、規定等につき書面による交付を行う場合があります、お客さまは、これを了承するものとします。

以上

(2017.5.30)